

## 安心・安全な畜産物を提供するために



**家畜の飼養者・生産者は、安心・安全な畜産物を提供するためにどのような取り組みをしているのですか？**



家畜（牛、馬、豚、鶏、羊など）の飼養者は、常に安全な食品を提供する意識を持ち、家畜の伝染病を発生させない・まん延させないことを念頭に、次の事項を遵守しています。さらに、畜種毎に独自の取り組みが行われています。

- 年に1度、家畜の飼養状況を県に届出しています
- 農場の敷地を、畜舎やその周辺の飼料倉庫などを含む衛生管理区域とそれ以外の区域に分け、境界を明確にしています ▶ 衛生管理区域には、みだりに人や車両を立ち入りさせません。
- 敷地及び畜舎等施設の出入り口付近には、消毒設備を設置して、病原体を持ち込まないようにしています ▶ 病原体はそのほとんどが人や車を介して侵入するためです。
- 衛生管理区域に立ち上がった者の記録を作成し、少なくとも1年間保管しています
  - ▶ 農場に立ち上がった人が、別の農場に病原体を運ぶかもしれません。侵入経路を把握し、感染の拡大を抑えるためには、なにより記録が必要です。
- 病気を疑う症状を示していることを発見した時には、直ちに獣医師に通報します
  - ▶ 異常家畜の発見の見逃しや通報の遅れが、感染を広げる大きな原因となるためです。

以上の項目は、現在では法律の上でも義務付けられていますが、生産者・飼養者は、常に安心・安全な畜産物の提供ができるよう日々努めています。



農場へ立ち寄る場合は、このような取り組みを行っていることを念頭に置いて、家畜を見てくださいね。



## ● 独自の取組事例（酪農家）



酪農家は、衛生的で安全・安心な生乳を消費者の皆さんにお届けするために、日々の搾乳作業に加えて、医薬品や農薬の使用記録や生乳の出荷前検査結果などの項目について「生乳生産管理チェックシート」に記録しています！

## ● 家畜伝染病の発生が社会に及ぼす影響について

H22年に宮崎県で発生した口蹄疫による経済的損失は、5か年間で約2,350億円と試算されています。多くの畜産農家が経営中止や廃業を余儀なくされ、病気が清浄化された以降も未だに経営を再開できない状況となっています。病気を清浄化するために、獣医師はもちろん、自衛隊員と機動隊等警察関係者まで動員され、その人数は延べ6万7千人にもなり、膨大な防疫資材・機器が使用されました。殺処分された家畜への手当金・補償金などに、相当の国民の税金が費やされました。この年の冬は高病原性鳥インフルエンザが流行し養鶏業者も大きな損害を被り、家畜の病気が畜産業だけでなく、地域経済全体に大きな影響を及ぼすものとなりました。

## ● 畜産農場での反省を踏まえて

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザは伝染力が強いので、農場に侵入させないための発生予防対策が最も重要です。発生農場を調査したところ、その対策が不十分であったことが指摘され、被害の拡大にもつながったことが明らかになりました。

今後、二度と同じ惨禍をおこなさないために、家畜伝染病予防法に基づいて、飼養衛生管理基準を改正し、家畜の飼養者・所有者に意識の徹底を図ることとなりました。